

三浦市公共施設利用予約システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、公共施設利用予約システム（正式名称「e-kanagawa 施設予約システム」。以下「本システム」といいます。）を利用して、三浦市が設置する公共施設の利用申込等手続を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約への同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込等手続を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、三浦市は本システムによるサービスを提供します。本システムの利用者登録をされた方は、この規約に同意したものとみなします。何らかの理由により、この規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。

(用語の定義)

第3条 この規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1)市 三浦市行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例に規定する市の機関をいいます。
- (2)施設 本システムにより利用申込等手続を行う対象となる施設として別表1に掲げるものをいいます。
- (3)指定管理者 地方自治法第244条の2第3項の規定により施設の管理を行わせるものとして市が指定したものをいいます。
- (4)利用者 本システムのサービスを受ける個人又は団体をいいます。
- (5)利用者カード 利用者に発行される公共施設利用予約システム利用者カードをいいます。
- (6)カード番号 利用者カードを識別する番号をいいます。利用者カードに記載してあります。
- (7)パスワード 本システムの本人認証に用いるパスワードをいいます。
- (8)コールセンター 利用者からの本システム利用上の問い合わせの受付及び回答を行う機関をいいます。
- (9)利用申込等手続 利用の申込、取消等をいいます。

(利用者登録の申請)

第4条 本システムの利用を希望する個人又は団体は、本システムの利用者登録事前入力機能で利用者登録申込を行うか、利用する施設の窓口へ三浦市公共施設利用予約システム利用者登録申請書（以下「登録申請書」といいます。）を提出することとし、これと併せて利用する施設の窓口へ本人（団体の場合は代表者本人）を確認できる書類等（学生証、運転免許証、マイナンバーカードなど）を提示のうえ、利用者登録申請を行うものとし、ます。なお、飯盛調整池公園には登録窓口がないため、潮風スポーツ公園管理棟窓

口にて利用者登録申請を行うものとします。また、利用を希望する個人又は団体の代表者の年齢が18歳未満の場合は、登録申請書へ保護者の署名をし、提出するものとします。

- 2 団体登録を行う場合には、利用者登録申請書に、当該団体の構成員全ての氏名、住所（勤務先または学校を含む）を記入した団体登録名簿を添付して提出するものとします。構成員名簿の記入にあたっては、当該団体として利用が想定される者すべてを記入するものとします。

（利用者カードの発行等）

第5条 市及び指定管理者は、施設の窓口において、前条により申請のあった利用者登録事前入力の内容又は登録申請書の申請内容について確認を行い、利用者カード及び利用者登録書を発行するとともに、利用者登録事前入力の内容又は登録申請書の申請内容及びカード番号を本システムに登録します。

- 2 登録の区分により、利用申込等が可能となる施設が異なります。登録の区分と利用申込等手続が可能となる施設は、別表第2に掲げるものをいいます。

- 3 利用者は、利用者カード及び利用者登録書を次の各号に注意して取り扱うものとします。

- (1)利用者は、利用者カードを受領した場合は、直ちに利用者カードの所定欄に署名（団体の場合は団体名を記入）してください。

- (2)利用者は、利用者カード及び利用者登録書を慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等のないよう適切に管理し、使用してください。

- (3)利用者は、施設を利用するときは必ず利用者カードを窓口に表示してください。

- (4)利用者カードは、登録した個人又は団体以外には使用できません。また、登録した個人又は団体以外に対しこれを譲渡し、又は貸与することはできません。

- 4 1人の方が複数の個人登録及び同一の団体が複数の団体登録を行うことはできません。ただし、個人登録された方が団体登録の代表者または構成員になることはできます。

- 5 利用者カードの発行に料金は発生しません。

（カード番号並びにパスワードの利用及び管理）

第6条 利用者は、本システムの利用にあたっては、カード番号及びパスワードを本システムに入力することにより、利用申込等手続を行うことができます。

- 2 本システムを利用するためのカード番号及びパスワードは非常に大切なものです。

次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。

- (1)カード番号及びパスワードは他人に知られないように管理してください。

- (2)パスワードは定期的に変更し、第三者への漏えい防止に努めてください。

- (3)他人からのパスワードの照会には応じないでください。施設及びコールセンターからパスワードを電話等でお問い合わせすることはありません。

- (4)パスワードを忘失した場合は、速やかに登録窓口に連絡し、その指示に従ってください。
- (5)利用者登録を行った場合及びパスワードを忘失した場合は、利用する施設の窓口において、仮パスワードの交付を受けてください。なお、仮パスワードは初回ログイン時に変更するものとします。

3 市及び指定管理者は、カード番号及びパスワードにより行われた利用申込等手続きについては、本人により行われたものとみなします。

(利用者カードの紛失又は盗難)

第7条 利用者は、利用者カード及び利用者登録書の紛失又は盗難があった場合は、直ちにその旨を登録窓口に連絡するものとします。

(利用者カードの再発行)

第8条 利用者カードは、再発行しないものとします。

2 利用者は、利用者カードを紛失、又は著しく棄損した場合は、新たに利用者登録の申請を行い、利用者カードの発行を受けるものとします。

(利用者登録の変更)

第9条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく登録窓口に変更内容が確認できる書類等（学生証、運転免許証、マイナンバーカードなど）を提示のうえ、利用者カード及び登録申請書を提出するものとします。

(利用者登録の期間)

第10条 利用者登録の申請がされ、市及び指定管理者が本システムに登録した日を登録日とし、登録日から5年間を登録期間とします。

2 登録期間中に本システムの利用があった場合は、その日又は利用予約日から起算した5年間を新たに登録期間とします。

3 登録期間中に本システムの利用がない場合は、利用者登録を削除します。

(利用者登録の抹消)

第11条 利用者は、利用者登録の廃止を希望するときは、施設の窓口に登録申請書を提出するとともに、利用者カードを返却するものとします。利用者から廃止の申し出があったときは、市及び指定管理者は利用者登録を抹消します。

2 市及び指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消するものとします。

(1)利用者が虚偽の申請をした場合

(2)利用者が施設の管理に関する法規等又はこの規約に重大な違反をした場合

(3)利用者の所在が不明かつ連絡不能と認めた場合

(4)その他利用者として不適当と認めた場合

(利用方法)

第12条 本システムによる利用申込等手続きの具体的な方法については、市が別に定める

ものとしてします。

(利用時間)

第13条 本システムの利用時間は、次のとおりとします。

(1)利用申込等手続 原則24時間

(2)空き状況の照会 原則24時間

ただし、緊急の保守・点検を行う場合、本システムの一部又は全部を停止することがあります。

本システムを停止する場合は、本システムのお知らせ欄で事前にお知らせしますが、市が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(利用上の問い合わせ先)

第14条 本システムの利用上の問い合わせは、コールセンターにて次のとおり対応します。

(1)電話による対応 9時00分から17時00分まで

ナビダイヤル 0570-073-489

ただし、土曜、日曜、祝日及び1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く平日のみの対応とします。

(2)Webフォームによる対応 原則24時間受付

次のWebページからリンクしています。

・本システムトップページ (<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/Portal/web/>)

ただし、回答については第1号の対応日時と同様とします。

(利用環境)

第15条 本システムは、次の機器で利用することができます。

(1)インターネットに接続できる電子計算機

(2)TLS通信及びCookieに対応している携帯電話

2 利用できる環境の詳細については、本システムのページ内に掲載します。

(抽選申込の申込時間制限)

第16条 利用者が1箇月に抽選申込できる件数は利用する施設が定める上限とします。

ただし、市及び指定管理者が認める場合には上限の時間を超えた申込ができるものとします。

(予約変更・取消の受付期限)

第17条 本システムでは、利用者からの予約取消ができる受付期限を設けています。ただし、入金済みの予約については予約変更・取消ができません。

2 利用者は、前項の受付期限を過ぎてからまたは入金済みの予約について予約変更・取消を行おうとする場合は、利用する施設にその旨を申し出ることとします。

3 市及び指定管理者は、利用者が予約変更・取消を行わずに、予約してあった施設を利

用しなかった場合や利用料金の支払いを行わない場合等には、その利用者に対し、本システムの利用を制限することがあります。

(障害時の措置)

第18条 本システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかにコールセンターにご連絡いただけるようお願いいたします。

(利用申込等)

第19条 利用者は本システムにより、利用申込等を行うものとします。

(利用の承認)

第20条 市及び指定管理者は、本システムの予約結果画面により、利用の承認の通知を行うこととします。なお、利用者から申し出があった場合は、別に市及び指定管理者が定める手続により通知することとします。

(減免の申請)

第21条 利用者は、使用料又は利用料金の減免を受けようとするときは、本システムによらず、別に市及び指定管理者が定める手続により申請等を行うこととします。

(減免の承認)

第22条 市及び指定管理者は、使用料及び利用料金の減免承認の通知について、利用者から申し出があった場合は、別に市及び指定管理者が定める手続により通知することとします。

(禁止事項)

第23条 本システムの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1)本システムを利用申込等手続及び空き状況の照会以外の目的で利用すること。
- (2)本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3)本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4)本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5)他人のカード番号及びパスワードを不正に使用すること。
- (6)その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止事項に対する防御措置)

第24条 本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があると疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第25条 市及び指定管理者は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 市は、本システムの停止、中止、中断等により発生した利用者の損害について一切の責任を負いません。

(著作権)

第26条 本システムに含まれているプログラムその他著作物に関する著作権は、日本国の著作権法によって保護されています。本システムに含まれているプログラムその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。

(本システムへのリンク)

第27条 本システムへのリンクは、トップページに設定してください。この場合、フレーム内に取り込む形でのリンクはご遠慮ください。なお、ページの構成変更等により URL が変更になることがありますので、ご了承ください。

- ・本システムトップページ (<https://yoyaku.e-kanagawa.lg.jp/Portal/web/>)

(個人情報の保護)

第28条 市及び指定管理者は、利用者の個人情報を本来の目的以外に利用又は提供せず、その取り扱いに十分な注意を払うものとします。

(準拠法及び管轄)

第29条 この規約は日本国法に準拠するものとします。

- 2 本システムの利用又はこの規約に関して利用者と市の間を生ずるすべての紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第30条 市は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとします。

- 2 利用者は、利用の都度、この規約を確認することとし、この規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

(教育委員会所管施設への適用)

第31条 教育委員会が所管する施設の利用申込手続に係るこの規約の適用については、第1条の規定中「三浦市(以下「市」といいます。)」とあるのは、「三浦市教育委員会(以下「委員会」といいます。)」と第2条から前条までの規定中「市」とあるのは「委員会」とします。

附 則

この規約は、平成22年2月15日から適用します。

附 則(平成22年7月8日改正)

この規約は、平成22年7月9日から適用します。

附 則(平成23年4月1日改正)

この規約は、平成23年4月1日から適用します。

附 則(平成23年7月1日改正)

この規約は、平成23年7月1日から適用します。

附 則（平成23年10月1日改正）

この規約は、平成23年10月1日から適用します。

附 則（平成25年7月18日改正）

この規約は、平成25年8月15日から適用します。

附 則（平成27年3月20日改正）

この規約は、平成27年4月1日から適用します。

附 則（平成28年1月12日改正）

この規約は、平成28年2月1日から適用します。

附 則（令和元年8月1日改正）

この規約は、令和元年8月1日から適用します。

附 則（令和2年8月1日改正）

この規約は、令和2年8月1日から適用します。

附 則（令和4年4月1日改正）

この規約は、令和4年4月1日から適用します。

別表 1 (第3条関係)

施設名
飯盛調整池公園 テニスコート
潮風スポーツ公園 野球場 (附属設備を含む。)、テニスコート、多目的グラウンド (附属設備を含む。)、会議室
潮風アリーナ メインアリーナ (附属設備を含む。)、研修室 (附属設備を含む。)、会議室 (附属設備を含む。)、武道場 (附属設備を含む。)
南下浦市民センター 講堂、講義室、実習室、和室、研修室、集会室
初声市民センター 講堂、講義室、実習室、和室、研修室、集会室
三浦市三崎水産物地方卸売市場 大会議室、小会議室
三浦市役所第2分館 会合室
三浦市民交流センター 多目的スペース (附属設備を含む。)、研修室 (大) (附属設備を含む。)、研修室 (小) (附属設備を含む。)、研修室 (中) (附属設備を含む。)

※潮風スポーツ公園は三浦スポーツ公園の愛称です。

※潮風アリーナは三浦市総合体育館の愛称です。

別表 2 (第5条関係)

登録区分	対象施設
個人登録	潮風スポーツ公園管理棟 会議室 飯盛調整池公園 テニスコート 潮風スポーツ公園 テニスコート 潮風アリーナ メインアリーナ、研修室、会議室、武道場
	南下浦市民センター 講堂、講義室、実習室、和室、研修室、集会室
	初声市民センター 講堂、講義室、実習室、和室、研修室、集会室
	三浦市三崎水産物地方卸売市場 大会議室、小会議室
	三浦市役所第2分館 会合室

	三浦市民交流センター 多目的スペース、研修室（大）、研修室（小）、研修室（中）
団体登録	潮風スポーツ公園管理棟 会議室 飯盛調整池公園 テニスコート 潮風スポーツ公園 テニスコート、多目的グラウンド、野球場 潮風アリーナ メインアリーナ、研修室、会議室、武道場
	南下浦市民センター 講堂、講義室、実習室、和室、研修室、集会室
	初声市民センター 講堂、講義室、実習室、和室、研修室、集会室
	三浦市三崎水産物地方卸売市場 大会議室、小会議室
	三浦市役所第2分館 会合室
	三浦市民交流センター 多目的スペース、研修室（大）、研修室（小）、研修室（中）